

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2006年7月号 (Vol.14)

2006年7月31日
JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください)

《特許》

- ・ EPO と EU, 欧州の技術革新へ向けた協力を表明
- ・ ICC, WHO の CIPIH 報告書に対するコメントを公表
- ・ 英国特許庁, 「知財エンフォースメントレポート 2005」を公表
- ・ ドイツ特許商標庁, 特許異議申立手続きを再開
- ・ スイス上院, 昨年 12 月 6 日改正の TRIPs 協定を批准
- ・ 北欧 3 ヶ国, 北欧特許庁の設立契約書にサイン
- ・ EPO 管理理事会における“Strategic Debate”の結果概要
- ・ 欧州委員会, 将来の特許政策に関する公聴会を開催

《意匠・商標》

- ・ OHIM, EU 拡大に伴う共同体商標・意匠の取扱いを公表

《模倣品・海賊版対策》

- ・ EU-米サミット, 模倣品に対するジョイントアクションプログラム立上げ
- ・ CIPA, 模倣品に係る EU-米合意歓迎, 特許侵害の刑事罰化には反対
- ・ ICC, ロシア・プーチン大統領と模倣品・海賊版などについて意見交換
- ・ サンクトペテルブルク・サミット, 模倣品・海賊版拡散防止の強化で一致
- ・ 東ヨーロッパ及び中央アジア地域における模倣品・海賊版撲滅会議, ルーマニアで開催

《特許情報・電子出願》

- ・ ドイツ特許商標庁, 2005 年の年報を公表

- ・ EPO, 2005年の年報を公表
- ・ スウェーデン特許庁, 2005年の年報を公表
- ・ 英国特許庁, 2005年の年報を公表
- ・ ハンガリー特許庁, 2005年の年報を公表
- ・ オーストリア特許庁, 2005年の年報を公表
- ・ フランス産業財産庁, 2005年の年報を公表
- ・ オランダ特許庁, 2005年の年報を公表

《その他》

- ・ 欧州委員会, 著作権料に関する意見公募を開始
- ・ フランスーインド, 知財に関する MOU 締結

欧州知的財産ニュースは、JETROテュッセルトールフセンタ-産業財産権調査員(坂東・北村)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

Copyright(C)2006JETROテュッセルトールフセンタ-(坂東・北村)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

《 特 許 》

・ EPO と EU， 欧州の技術革新へ向けた協力を表明

EPO は 2006 年 6 月 19 日付けで、EPO と EU が技術革新へ向けた協力を行っていく旨公表した。この中で、ポンピドゥー長官は、「日・米の競合企業に比べて欧州企業は特許制度の活用度合いが少ない。リスボン戦略の成功のためには、技術革新の成果を保護すべく特許制度をシステムティックに利用することが重要である。」とし、特に欧州内の中小企業による特許の利用を進めるべきと述べた。また、翻訳費用を半減させ年間 5 億ユーロの削減となるロンドン・アグリーメントの実施と、侵害・無効の統一的判断が期待される EPLA（欧州特許訴訟協定）の採択は、特に中小企業にとって、特許の保護及びアクセスの観点から重要であるとも述べている。

—— EPO のプレスリリースは、以下参照 ——

http://www.european-patent-office.org/news/pressrel/2006_06_19_2_e.htm

・ ICC， WHO の CIPIH 報告書に対するコメントを公表

ICC(国際商工会議所)は、WHO の CIPIH 報告に対するコメントを 5 月 19 日公表した。同コメントの概要は、以下の通り。

「ICC は、“漸進的革新 (incremental innovation)” という観点が重要と捉え、この点に焦点を絞って、発明に対する知的財産の保護を維持することが、世界における医薬品の開発及び特にアクセスを促進する、との意見を CIPIH に伝えてきているとした上で、CIPIH 報告書において、知的財産権は先進国及び途上国の双方に何らかの潜在的な利益をもたらしていることが認識されている。しかし、報告書は、概ね途上国における知的財産権の強い保護については否定的なトーンとなっている。特に漸進的革新という問題に関してみれば、同報告書では基本的に反対の立場となっており、次のような勧告 (“recommendation”) が記載されている。

『各政府は、特許性の基準をいかに適切に運用するかについて記載した特許審査官向けの基準作成の検討を行い、正当な競争に対する障害を取り除くための行動を起こすべきであり、適切な場合は各国特許法の改正を検討すべきである。』

この記載は、文脈からして各国に医薬品分野における“漸進的革新”に係る発明性について特に高いレベルを強いているように読める。しかし、進歩性要件は他の基本的な基準同様発明の種類の違い — 例えば、“漸進的”発明か“基本”発明か、あるいは“他を真似た”発明か、“ブレークスルー”な発明か — によって区別していない。どの分野のどのような発明であっても同じ基本ルールに基づいて判断されるべきである。この観点から、

現行の特許制度では特許性要件は十分に機能しており特許法を変える必要はない。

また、“漸進的革新”の特許が製品へのアクセスを禁止している、という議論に関しては、多くの場合妥当でない。理由は、医薬品の分野において多くの場合、元となる発明は特許が切れていて公共のものとなっているからである。よって多くの重要な治療法は斬新的革新に係る特許によって妨げられているわけではない。」

(注1) ICC

国際商工会議所 (International Chamber of Commerce)。国際事務局は、フランス・パリ。現在、世界130カ国、約7,400社の会員を有する。創立は、1920年パリに於けるICC創立総会に遡る。その目的は、①国際貿易(商品・サービス)と投資を促進する、②企業間の自由かつ公正な競争の原理に基づく市場経済システムを発展させる、③世界経済を取り巻く様々な問題(環境、社会問題、等々)への提言を行う、こと。WTO、WIPO、EU、OECD/BIAC、WCO等の国際機関、各国政府に対し、民間の立場からの積極的な意見具申/政策提言を続けている。

(注2) CIPIH

WHO(世界保健機関)に2003年設置された「知的財産権・技術革新・公衆衛生委員会(Commission on Intellectual Property Rights, Innovation and Public Health)」。途上国向け新薬開発奨励策の検討を行う。知的財産の枠組みの重要性および効果について検討することもミッションの1つ。

CIPIHは4月上旬に途上国向け新薬開発に関する200ページを超える報告書を公表。同報告書において、特に貧困層とその社会・経済に影響するような病気の流行の現状分析に加えて、医薬品アクセスに与える知的所有権の影響についても分析し、提言を行っている。

報告書では、「知的財産」という項目を設けるなどし、知的財産についても現状分析、検討、勧告が行われている。現状としては、①この5、6年の途上国におけるレトロウイルス(HIVも含まれる。)薬の価格下落(1万USドル→数百USドル)、②のWTOのジェネリック薬に関するTRIPs改定決定(知財ニュースVol.12参照。)、③特許製品の途上国への並行輸入、④ロッシュ社の(1)途上国ではHIVを含む薬の特許出願をしない、(2)途上国でのジェネリック医薬品の普及が促されるように途上国での特許の取得状況を公表するなどの特許政策(知財ニュースVol.12参照。)、⑤特許期間満了後のジェネリック医薬品の普及促進政策、⑥各企業の特許期間満了後も独占権を継続するための各種施策、など幅広く取り上げている。

その上で、例えば、①医薬品の製造及び輸出ができる先進国等はTRIPs合意に従って必

要な立法措置を講じるべきである、②先進国及びWTOはTRIPs合意に従って医薬品製造に係る技術の移転を行うために必要な行動をとるべきである、③各国は特許期間満了後のジェネリック医薬品の市場参入を促進する手段としての法を整備すべきである、④途上国は、知財法において認められる競争原理が働く手段の利用など、医薬品特許の利用に関連する競争政策を採用し効率的に実施していくべきである、⑤各国政府は、特許性の基準をいかに適切に運用するかについて記載した特許審査官向けの基準作成の検討を行い、正当な競争に対する障害を取り除くための行動を起こすべきであり、適切な場合は各国特許法の改正を検討すべきである、などの多くの具体的な勧告を行っている。

——— ICCのコメント全文は、下記参照 ———

http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/ICC/policy/intellectual_property/Statements/Comments_on_CIPIHrEPOrt.pdf

——— WHO,CIPIHが4月に公表した報告書は、下記参照 ———

<http://www.who.int/intellectualproperty/documents/therEPOrt/en/>

・英国特許庁、「知財エンフォースメントレポート2005」を公表

英国特許庁(UKPO)は、6月22日、「全英知的財産エンフォースメントレポート2005(National Intellectual Property Enforcement REPOrt 2005)」を公表した。このレポートは、英国政府、エンフォースメント機関、産業界の協力によりUKPOが作成したもので、知財に関する犯罪の範囲及び規模についての最新情報が網羅的に記載されており、政府のイニシアティブ、民間組織からの報告、総括の三部構成からなる本文及びその他多数の報告書からなる100頁を超える付属文書により構成される。ポイントは以下の通り。

◆知財犯罪対策グループの活動

UKPOにより設立された知財犯罪対策グループ(IP Crime Group)は、警察、移民局等と協力して、模倣品・海賊版が横行するロンドンのウェンブリー・マーケットの週末摘発を実行し、150万ポンドに上る模倣品・海賊版を押収した

◆TELLPAT

UKPOは「TELLPAT」という知財犯罪のデータベースを構築した。現在、警察その他の知財犯罪対策関係者のための重要なデータベースとなっている。

◆インターネット

インターネット、特にオンラインオークションサイトが、模倣品の主たる販路となっている。

◆模倣品の脅威

模倣品・海賊版は消費者、産業界、国家経済への脅威であるばかりでなく、マネーロンダリングによって違法行為の財源となっている。すべての国際犯罪組織が模倣品に関わっているとと言っても過言ではない。また、CD や DVD の海賊版にフォーカスが当てられるが、消費者の健康や安全にとって危険となる偽物が急増していることを忘れてはならない。
(例；偽物医薬品は 2004 年に比べて 45%増)

◆UKPO マーチャント長官の談

「このレポートは我々のこれまでの知識を結集したもの。模倣品問題に対し積極的に対応し、不法行為に脅威を与えなければならない。」

—— UKPO のプレスリリースは、以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/media/pressrelease/2006/2206.htm>

—— レポート全文は、以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/about/enforcement/annrEPOrt05.pdf> (本文)

<http://www.patent.gov.uk/about/enforcement/annrEPOrtannex05.pdf> (付属文書)

・ドイツ特許商標庁、特許異議申立手続きを再開

ドイツでは 2002 年から現在までの 4 年間、暫定的に、ドイツ特許商標庁による特許の決定に対する異議申立手続きを連邦特許裁判所で行っていたが、この時限立法の期限が満了し、2006 年 7 月 1 日より、ドイツ特許商標庁での特許異議申立手続きが再開される。この暫定措置は 2002 年に 2 年間の期限で導入され、2004 年にさらに 2 年延長されていたが、今回は予定通り満了することとされた。

今回の措置の伴う主な変更点は以下の通り。

- ・特許商標庁は 2006 年 7 月 1 日より異議申立手続きを再開する（上述、特許法第 143 条第 3 項）
- ・口頭審理は、当事者の一方が申請した場合又は庁が必要と認めた場合に行われる（特許法第 59 条第 3 項）
- ・異議申立手続きにおける分割出願は廃止する（特許法第 60 条、制度濫用との批判による廃止措置）
- ・より効率的な手続きのため、特許商標庁の決定前に異議申立手続きを連邦特許裁判所に移送する旨の申請が当事者のいずれかによってなされた場合であって、(i)他の当事者が 2 月以内にその申請に反対せず、(ii)異議申立期間経過後 15 月以上経過しているにもかかわらず当該移送申請から 3 月以内に口頭審理の開始又は異議決定が行われない場合には、特許商標庁の異議決定前に異議申立手続きを連邦特許裁判所に移送することができる（特許法第 61 条第 2 項）

また、今回の変更に伴い、特許料金法も改正された。

—— ドイツ特許商標庁のプレスリリース（ドイツ語）は、以下参照 ——

<http://www.dpma.de/infos/aktuelles/aktuell20060628.html>

・ スイス上院、昨年12月6日改正のTRIPs協定を批准

スイス特許庁は、スイス上院（Federal Council）が2005年12月6日に合意された改正TRIPs協定(注)を7月5日に批准することを決定した旨、7月5日公表した。

この改正TRIPs協定により、WTO加盟国が特許保護された医薬品の生産及び輸出を行うための強制実施権を発動することが可能となり、医薬品の製造能力のない開発途上国が所定の制限のもと、マラリアやAIDSなど重大な病気を治療するために特許で保護されている医薬品を適切な価格で取得することが可能となる。

さらに、スイス上院は、このTRIPs改正を、現在議会で検討中のスイス特許法の改正に盛り込むことを提案している。

この結果、強制実施権の適用によってスイスの医薬品企業が、他の企業によって特許保護されている医薬品を、それを必要としている途上国向けに製造することが可能となる。

—— スイス特許庁のプレスリリース（ドイツ語）は、下記参照 ——

<http://www.ige.ch/D/jurinfo/documents/j110117d.pdf>

—— TRIPs改正に関連する記事は、欧州知的財産ニュース2006年1～3月号（Vol.12）第10ページ参照 ——

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_012.pdf

・ 北欧3ヶ国、北欧特許庁の設立契約書にサイン

デンマーク特許商標庁は、7月5日にデンマーク、ノルウェー、アイスランドの特許庁長官が共同の北欧特許庁を設立するという契約書にサインを行う旨、7月4日プレスリリースを行った。

北欧特許庁（NPI）は、デンマーク特許商標庁のあるコペンハーゲンのタストラップ（Taastrup）に法人の地位を持つ国際組織として設立され、9月のWIPO/PCT同盟総会において国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定される見込み。これによって例えばデンマークにある企業のPCT利用がより促進されることが期待される。

また、NPIはPCTを扱うのみではなく参加する特許庁に代わって特許審査を行う予定。これによって、審査品質の向上及び効率化が期待されており、出願人においては特にコスト削減が期待されている。

デンマーク特許商標庁長官のJesper Kongstad氏のコメントは次の通り。「これは、今ま

でにみたことのないユニークな提携だ。この特許庁の設立により北欧は将来ヨーロッパや世界の特許制度において重要な地位を占めることになる。今後、北欧の企業にとって特許関連の手続きはシンプルに、効率よく、そして安くなり、各案件の審査は最高レベルの国際的な基準に合ったものとなるだろう。」

(注) 北欧のフィンランドについては、2003年に開催されたPCT同盟総会において、国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)として選定され、2005年4月1日以降に出願される国際出願に対して、ISA及びIPEAとしての業務を開始している。

——— デンマーク特許商標庁のプレスリリース(デンマーク語)は、下記参照 ———

<http://www.dkpto.dk/nyheder/NPI.pdf>

——— デンマーク特許商標庁の関連記事(デンマーク語)は、下記参照 ———

http://www.dkpto.dk/weblog/journal_comments.asp?Journalid=484

http://www.dkpto.dk/weblog/journal_comments.asp?Journalid=483

http://www.dkpto.dk/weblog/journal_comments.asp?JournalID=482

——— 北欧特許庁の関連記事は、欧州知財ニュース2004年9～11月号(Vol.5)参照 ———

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_005.pdf

・ EPOr 管理理事会における“Strategic Debate”の結果概要

現在、EPOは、加盟国との間で、「EPOと各国特許庁(National Offices)との間の協力に関する戦略についての議論(Strategic Debate)」を行っており、2006年6月下旬開催のEPOr管理理事会において、その結論が出されることとなっていた(欧州知財ニュースVol.13参照)。

管理理事会の結果、欧州特許ネットワーク(European Patent Network)についての5項目、すなわち(1)各国特許庁のサーチ・審査結果のEPOによる利用に関するパイロットプロジェクトの2007年1月からの開始、(2)欧州品質システムの検討作業部会の設立、(3)各国特許庁によるEPO業務の分業、(4)EPOと各国特許庁との協力施策、(5)将来のワークロード調査グループの設立、について承認された。

(参考；各項目についての詳細)

(1) 各国特許庁のサーチ・審査結果のEPOによる利用に関するパイロットプロジェクト

各国特許庁が第一庁出願として受理した出願について、12ヶ月の優先権主張期間内に出した結果をEPO審査官が利用する。ここでの利用(utilisation)は承認(recognition)とは異なり、結果をどの程度利用するかは完全にEPO審査官の裁量の範囲。各国特許庁にとっては第一庁としての機能強化、EPOにとってはワーク

ロードの軽減, 出願人にとっては各庁による結果の早期の受理及び料金返還, がそれぞれ期待できる。

- (2) 欧州品質システム (European Quality System) の検討作業部会の設立
各国特許庁のサーチ結果を EPO が利用するプロジェクトに各庁が参加できるよう, 各庁の審査の質を向上させる必要性にかんがみ, 品質システムの検討作業部会を設立する。
- (3) 各国特許庁による EPO 業務の分業
サーチ・審査という EPO の中核業務以外の周辺業務を各国特許庁に一部移管する。
- (4) EPO と各国特許庁との協力施策
予算上の協力や, EPTOS の EPO による協力を行う。
- (5) 将来のワークロード調査グループの設立,
EPO が将来のワークロードに対しどのように対処するかという大局図を作成するための調査グループを設立する。

—前回の報告は, 欧州知的財産ニュース2006 年4~6月号 (Vol.13) 参照

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_013.pdf

—欧州特許ネットワーク 5 項目の合意案については, 以下参照—

http://ac.European-patent-office.org/strategy_debate/documentation/pdf/ec06126.pdf

—欧州特許ネットワーク 5 項目の内容については, 以下参照—

概要: http://ac.European-patent-office.org/strategy_debate/documentation/pdf/ec06120.pdf

- (1) 結果の利用に関するパイロットプロジェクト
http://ac.European-patent-office.org/strategy_debate/documentation/pdf/ec06121.pdf
- (2) 品質システム
http://ac.European-patent-office.org/strategy_debate/documentation/pdf/ec06122.pdf
- (3) EPO 業務の分業
http://ac.european-patent-office.org/strategy_debate/documentation/pdf/ec06123.pdf
- (4) EPO と各国特許庁との協力
http://ac.european-patent-office.org/strategy_debate/documentation/pdf/ec06124.pdf
- (5) 将来のワークロード
http://ac.european-patent-office.org/strategy_debate/documentation/pdf/ec06125.pdf

・ 欧州委員会, 将来の特許政策に関する公聴会を開催

欧州委員会 (European Commission) は, 2006 年 1 月~3 月にかけて, 将来の欧州の特許制度について意見公募を行い, 2500 件を超える回答が得られていたところ, 7 月 12 日, 回答を提出した各方面を代表する者がそれぞれの立場から意見を述べ合う公聴会を開催した。

スピーカーは約40名にのぼり、ITや製薬など各業界を代表する業界団体／企業（含、中小企業）、代理人、大学／研究機関、各国政府機関など、幅広い分野から構成されていた。

◆総論

産業競争力と技術革新の強化のためにも、欧州の特許制度を改善する必要があるという点で各スピーカーの認識は共通していた。

◆共同体特許

総論支持。ただし、言語の問題については、単一言語又は少数言語とすべきとの意見が大半を占めた一方、排他的独占権が与えられる以上は公衆が理解できなければならないので、全ての言語への翻訳が必要であるとのフランス政府代表部やスペイン特許弁護士からの意見もあった。

◆裁判制度

EPC（欧州特許条約）に基づくEPO（欧州特許庁）による権利付与に対する評価は一概に高く、EPCをさらに機能させるためにも、EPCの議定書としての位置づけを有し司法の調和を目的としたEPLA（European Patent Litigation Agreement；欧州特許訴訟協定）が有効であり、早期採択を望む発言が多かった。

◆欧州域内における相互承認

EPOによる権利付与が欧州内でうまく機能しているという事実や、各国特許庁の審査の質の相違に基づくリスクの大きさを理由として、相互承認論はほぼ全面的に否定された。日米欧三極における相互承認についても同様の意見であった。

◆翻訳のコスト負担軽減

EPOによる権利付与後の欧州各国語への翻訳コスト負担の問題が大きく、R&Dへその分の費用を注ぎ込むことができれば、産業競争力が向上するだろうとの指摘の上、EPCの翻訳負担軽減を目的としたロンドン・プロトコルの早期発効への要望が多かった。

◆今後

欧州委員会は、本公聴会のコメントを踏まえ、今秋報告書を出すこととなった。

<参考> 欧州における特許制度についての意見公募に関する予備的文書の内容
(統計)

得られた回答数は2,515件にも及び、このうち独自の回答は1,493件、その他の1,022件は事前にコピーするなどされたもので、弁理士メンバーなどから提出されたもの及びオープンソースなどのグループから提出されたものに2分される。

回答を産業分野別にみると、中小企業が664件、ITが255件、医薬品が35件など。

回答を国別にみるとEU各国では、ドイツが667件で以下、イタリア332件、オランダ279件、フランス215件など。非EU各国では、ブルガリア64件、米国21件、ルーマニア20件、スイス17件、などで日本からは1件のみ。EU構成国からの回答が92%であった。

(結果)

- ・ 特許法の基本原則

UNICE, MEDEF などに代表される産業界は、米国、日本及び中国やインドなどの経済急進国において近年イノベーション政策を最優先として実質的な努力を行ってきており、これら各国の試みに鑑みて、欧州における包括的なイノベーションポリシー作成の必要性を主張した。UNICE は特に技術移転促進の必要性を指摘した。

中小企業は翻訳などのコスト、及び特許のライセンスの問題を強調した。

EICTA に代表されるIT産業界は、特許の品質を最重要課題とした。

FICPI は、紛争処理制度はその質について妥協しないためにも費用が安いというのではなく費用効果の高いものであるべきだ、と主張した。

- ・ 共同体特許

概ね産業界は、特許制度の問題への対処方法として共同体特許を支持。リスボンアジェンダ（詳細は、欧州知的財産ニュース 2005年6～9月号 (Vol.10) 参照。

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_010.pdf) のもとにおいて欧州の産業に追加的な価値をもたらす構想と捉えている。

共同体特許を完全に否定する回答は限られているが、ドイツの特許弁理士の意見は最も急進的で欧州委員会に共同体特許の提案の取り下げを要求している。

また、言語の問題については、一言語特許を支持する回答と、特許登録と同時に EU の全ての公用語への翻訳を要求する回答、の両極に分かれた。FICPI は、現在の EPO の制度のようなものを想定し、全加盟国の訳は必要ないとの立場。

Vodafone は、共同体特許の利用によって質の改善なく登録特許の数が増加し審査費用が上昇し、コスト増大につながることに對して懸念を表明した。

- ・ EPLA とロンドン・プロトコル

ロンドン・プロトコル（詳細は欧州知的財産ニュース 2005年5月号 (Vol.9) 参照。

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_009.pdf) は、産業界にとって明らかに重要であり、採択することにより欧州特許が直ぐに効果的なものとなる。フランスはまだ批准していないが、国民議会は5月17日に首相あての報告書の中で早急な批准を推奨、また上院が5月30日に採択した報告書の中においても同様の推奨がなされている。

EPLA については、産業界、弁理士ともに好んでいるようで、これは現在の EPO や EPC に基づいた特許制度が十分機能し、問題は統一した司法権の欠如にある、という一般的な意見に基づいている。現在の高度に専門化されたドイツの第一審特許裁判所を維持することになる非集中化裁判制度及び上級審における集中化した裁判制度を好むとの意見もあった。

- ・ 制度調和と相互承認

制度調和に対する支持は非常に少数であった。特許性の基準は多くの国際的機関で事実上調和されており、その最も重要なものが EPC である、と考えているため。

相互承認については、各国特許庁が様々なルール・基準を適用し、各特許の価値が様々である現段階においてはほとんど全員が否定。

(結論)

結論として、欧州における特許制度の指針となる基本原則として次の5点を挙げた。

- ・ 特許制度は、特許性の基準が厳格に守られることが規定され、イノベーションの動機を与えるものでなければならない。
- ・ 科学的知識及び技術の伝播が、特許文献の効率的で、透明性があり、かつ完全な公開によって保障されなければならない。
- ・ 技術の移転を促進するものでなければならない。
- ・ 市場の誰もが利用できなければならない。
- ・ 特許権者及びユーザ双方に法的に確実性を与えるものでなければならない。

回答者に最も関心が高かった点は、USPTOのような特許庁の欠点を回避するために、特許の質の維持及び改善である。そしてイノベーション及び競争力は付与される特許の数ではなく、質及び法的確実性に依存している点においては産業界は一致している。

《意匠・商標》

・ OHIM, EU 拡大に伴う共同体商標・意匠の取扱いを公表

2007年1月1日に予定されているブルガリアとルーマニアのEU加盟によるEU拡大に関し、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)は6月19日、これら新規加盟国における共同体商標及び共同体意匠の取扱いについて、下記の通り公表した。

- ・ 登録済の又は出願中の共同体商標及び共同体意匠は、新規加盟国において自動的に(手続きや追加料金等なく)その効果を発生する。
- ・ 新規加盟国において先行登録されている国内商標若しくは国内意匠に基づいて、又は、新規加盟国におけるその他の拒絶の理由により、登録済又は出願中の共同体商標又は共同体意匠が拒絶、取消、異議申立、無効とされることはない。
- ・ 他方、国内権利保持者のためのセーフガードとして、新規加盟国に拡大された共同体商標及び共同体意匠がその加盟国における国内の先行する権利と衝突する場合には、新規加盟国は、その国内権利の効力が及ぶ範囲に拡大された共同体商標及び共同体意匠の使用を禁止することができる。
- ・ 2005年7月1日から同年12月31日までになされた共同体商標出願に対しては、例外的に、新規加盟国において先行する権利に基づいて異議を申し立てることができる。

以上の取扱いは、OHIM成立後初めてのEU拡大となった2004年5月における措置と同様。

(注) 特許に関しては、商標・意匠と異なり、共同体特許制度が成立していないため、今時EU拡大に伴う措置はない。(欧州特許は共同体法規とは別の条約が根拠となっている。)

—— OHIMの公表文書は、以下参照 ——

<http://oami.Europa.EU/en/office/aspects/pdf/co2-06en.pdf>

—— 2004年5月のEU拡大については、欧州知的財産ニュース2004年創刊号 (Vol.1) 参照 ——

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_001.pdf

《 模倣品・海賊版対策 》

・EU-米サミット、模倣品に対するジョイントアクションプログラムを立上げ

6月21日に開催されるEU-米サミットに先だつ20日、米グティエレス商務長官とEUフェアホイゲン欧州委員会副委員長及びマンデルソン欧州委員(貿易担当)により、世界的な知財侵害品に対抗するためのEU-米共同アクションプログラムの内容が公表された。

共同アクションプログラムのポイントは以下の通り。

- ・知財侵害品に対してEU・米の税関職員が協力して取り組む共同国境取締計画等の、税関間のより緊密な協力
- ・第三国におけるEU・米大使館職員による情報交換及び共同調査チームの結成等の、取締協力
- ・EUの競争力を高めるために知的財産権保護の持続的向上を目指す、民間との協力強化

元々のターゲットは中国及びロシアだが、アジア、ラテンアメリカ及び中東も射程としている。そして本プログラムは、これらの台頭する市場において侵害に対する自助努力をさせることを目的としている。知財侵害品を放置すれば海外投資家の信頼を失うこととなるため、侵害の問題はもはや先進国だけの問題ではなく、途上国自身の問題であるといえる。

このアクションプログラムの背景には、EU国境で差し押さえられる模倣品が急増していることが挙げられる。1998年から2004年までに差し押さえ件数は10倍に急伸してい

る。そして模倣品の品目も、いわゆる贅沢品のみならず、航空機・自動車部品、電気機器、医薬、玩具など、あらゆる工業製品に及んでいるという、深刻な問題が存在する。

—— 欧州委員会のプレスリリース、EU-米アクションプログラムは、以下参照 ——
http://ec.EUropa.EU/comm/trade/issues/bilateral/countries/usa/pr200606_en.htm
<http://EUropa.EU/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/805&format=HTML&aged=0&lang>

—— 2005年のEU-米サミットにおいて合意された共同宣言は、以下参照 ——
http://ec.EUropa.EU/comm/external_relations/us/sum06_05/declarations/ipr.pdf

・ CIPA、模倣品に係る EU-米合意歓迎、特許侵害の刑事罰化には反対

CIPA (The Chartered Institute of Patent Attorneys ; 英国公認特許代理人協会) は、6月21日の模倣品に係る EU-米合意を歓迎する旨、及び、国内において特許侵害に対して刑事罰を科する動きには反対する旨、6月22日付けでプレスリリースを行った。

CIPA の訴訟委員会の議長サモン (Salmon) 氏のコメントは次の通り。「英国の企業は医薬品や航空宇宙分野の構成部品などを含む斬新な新製品の開発及び保護に多くの投資をしている。これまでの国際的な合意にも係わらず、いまだ広く行われている違法コピーによって金銭的損害を被っている。つまり、外国の犯罪は我が国で開発されたアイディアによって利益を得ているということだ。英国経済は、数億ポンドにも上る損失を受けており、この額は新たなジョブを創造し、さらなる R & D に再投資されるはずであったもので、例えばエイズの新しいよりよい治療法などであったはずだ。米国政府と欧州が、デザイナーハンドバッグや時計だけでなく、航空機構成部品や重要な医薬品など標準化されていないような製品が意味を持つ分野においてさえコピーがなされている現状を認識したということを変えたいと思う。特に、貿易担当のマンデルソン欧州委員が、知的財産保護の支持を明確に弁護した点は大変うれしく思う。」

また、CIPA は、同プレスリリースにおいて、英国政府が特許侵害に対して刑事罰を科そうとする動きに対しては反対の姿勢を示した。同議長のコメントは次の通り。「政府は、海賊版の締め出しを熱心に行っているところであるが、特許侵害に刑事罰を科することは避けるように注意する必要がある。特許を侵害する者は、通常は意図的に公衆に誤解を与えたり本物でない物を買おうと企てる訳ではない。特許侵害に刑事罰を科することにより、罰金及びビジネス上のリスクが増大するので、特許が侵害されているか否かという非常に複雑で技術的な問題について判断を誤ったりすれば、発明を抑制することになりうる。英国において特許侵害の民事責任を問う場合は、ごく限られた数の、専門化されかつ高度な技術を持つ裁判官のみに制限されてきており、また特許侵害問題については意見の相違もみられた。してみると、特許侵害をこの分野の経験のない判事や裁判官に扱わせれば、非

常にコストがかかるとともに不確実な状況を作り出すことになる可能性が非常に高い。」

—— CIPA のプレスリリースは、下記参照 ——

<http://www.cipa.org.uk/pages/press/article?7805056A-ACC8-472A-8B5C-7BB894BC6FD2>

・ ICC、ロシア・プーチン大統領と模倣品・海賊版などについて意見交換

ICC (国際商工会議所) 委員長Wallenberg氏は、15日から17日に開催されるサンクトペテルブルク・サミットを前にした7月4日、クレムリンを訪問し、主要国 (G8) 首脳会議議長国ロシアのプーチン大統領と模倣品・海賊版などについて意見交換を行った旨、7月5日付でプレスリリースを行った。

Wallenberg氏は、プーチン大統領との意見交換の中で、ドーハラウンド、エネルギーの安全保障とともに知的財産保護の強化についても話題として取り上げた。ロシアは海賊版製品を寛大に取り扱っていることを批判されてきている。

ICCは、模倣品や著作権侵害の世界的な流行が経済や社会福祉に対する恒久的に拡大する脅威を引き起こしている、と強調した。これらの行為は違法であるとともにしばしば危険であって、事実上あらゆる分野に被害が及ぶとともに、世界経済に毎年凡そ6,500億ドルの損害を及ぼしている。

プーチン大統領は、模倣品の貿易はロシア及び他の国々において重要な問題である点に同意し、G8の首脳らにその切迫した重要性を伝えたいと述べた。また、「我々は、この議論においてもっとも活発な役割を果たす用意があるとともに、決められたことは実行されるべきであるということを保証するための一般的な決定及び手段を提案する用意がある。」とした。また、ICCロシアと密に共同してロシアにおける知的財産権の保護を改善していくことを約束した。

ICCは声明文において、この問題の状況についてより正確なデータを収集すること、企業を結集して発生している損害を世間に認識してもらうこと、国境を越えた協力を促進していくこと、国のエンフォースメント機関の教育を行うこと、ベスト・プラクティスについての情報を交換すること、などの手段によって、どのようにして各国政府は模倣品及び海賊版と戦っていくことができるか、に関する明確な勧告を行っている。

また、クレムリンは7月4日に同内容のプレスリリースを発表し、Wallenberg氏が知的財産権の侵害を防ぐためにロシアが取ってきた手段について尋ねたのに対して、大統領が答えた発言を次のように紹介した。「国家レベルではロシアは知的財産を保護するためにたくさん法律を採択してきた。問題の核心は、これらの法律がいかに適切に実行されるかである。してみると、知的財産の範疇の問題はロシアだけでなく他の国々、中でもとりわけ途上国に同様に影響している。これらの問題はサンクトペテルブルク・サミットにおいて検討されるであろう。」

—— ICCのプレスリリースは、以下参照 ——

<http://www.iccwbo.org/icciaej/index.html>

—— ICCの声明は、以下参照 ——

http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/ICC_G8_St_Petersburg_statement.pdf

—— クレムリンが7月4日に公表したプレスリリースは、以下参照 ——

<http://www.kremlin.ru/eng/text/news/2006/07/108250.shtml>

・サンクトペテルブルク・サミット、模倣品・海賊版拡散防止の強化で一致

7月15日から17日、ロシアのサンクトペテルブルクにおいて32回目となるサミット（主要国首脳会議）が開催された。知的財産についても議論が行われ、知的財産権の保護のため、総理が昨年サミットで提唱した模倣品・海賊版拡散防止のための法的枠組みを含め、国際的な取組みを強化することで一致した。議論を踏まえ、「議長総括(CHAIR'S SUMMARY)」に加え、知的財産権の保護などについての文書を発出した。

議長総括においては、知的財産権の海賊行為及び模倣行為について次の通り触れられた。「我々は、海賊行為及び模倣行為に対して個別かつ集団的に対処する努力を強化することについての我々のコミットメントをあらためて述べ、知的財産権の海賊行為及び模倣品の貿易を削減する具体的な措置の概要を示す声明を発出した。」

また、文書「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い (Combating IPR Piracy and Counterfeiting)」においては、G8及びインターポール、WIPO、WTO、WCO、欧州評議会などとの間で協力強化が必要であること、法執行強化のための法律整備、公衆啓発、途上国に対する技術支援が必要であること、などについて触れるとともに、具体的な措置として、G8各国が関連法や法令執行実態などの情報を提供するウェブサイトを作ること、模倣行為・海賊行為による経済的影響の分析をOECDに促すこと、途上国への技術援助にかかる試験的計画を作成し実行していくこと、税関間の強調などにより国境における執行を改善すること、などの必要について言及している。

—— 議長総括 (CHAIR'S SUMMARY) 全文は、下記参照 ——

<http://en.g8russia.ru/docs/25.html>

—— 文書「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い (Combating IPR Piracy and Counterfeiting)」全文は、下記参照 ——

<http://en.g8russia.ru/docs/15.html>

・東ヨーロッパ及び中央アジア地域における模倣品・海賊版撲滅会議、ルーマニアで開催

東ヨーロッパ及び中央アジア地域における模倣品・海賊版撲滅会議が、7月11日及び12日ルーマニアの首都ブカレストにおいて開催され、欧州及びアジアの約40カ国から約350名が参加した。この会議はWCO(世界税関機構)、Interpol(国際刑事警察機構)、WIPO(世界知的所有権機関)及びビジネス界の各団体の支援のもとルーマニア政府が開催したもの。40名近いスピーカの1人として我が国からは経済省の保佐製造産業局模倣品対策・通商室長が日本における現状について発表を行った。

ルーマニアのバセスク(Basescu)大統領は、「模倣品及び海賊版は世界的な問題となり、各国の経済利益に影響を及ぼし、特に各市民の日常生活に影響を及ぼしている。国によってはこのような不法行為が助長されるような法律になっており、模倣品・海賊版にかかる国際的な法律が十分ではない。」と指摘。偽造パスポートがテロリストネットワークを支援することになっているなど模倣品が国家の安全を脅かしている点も指摘した。また、タリチャーヌ(Tariceanu)首相は、「知的財産・著作権の尊重が、新しい世代の市民文化の一部とならなければならない。」と指摘した。また、WIPOのヘイズ(Hayes)事務局次長は、「世界的に、各国の政府、民間、消費者間の協力に対する要請が世界的に高まっている。実質的な経済成長が達成できるか否かは、知的財産制度を効果的に利用するか否かにかかっている。」と述べた。WCOのDanet General secretaryは、「模倣行為及び海賊行為はもはや容認できないレベルに達している。特に模倣医薬品によって引き起こされる影響は重要である。もしテロが存在しなかったなら模倣行為は、21世紀初頭の最も重要な犯罪行為であろう。」と述べた。InterpolのJean-Michel Louboutin executive director of Police Servicesは、Interpolを通じた支援・協力による世界中での一連の活動によって既に多くの検挙が行われているが、将来にわたって同様に効果を挙げていくためには引き続き協力を行っていく必要がある。」と述べた。

この他にもOECDや、民間からGBLAAC(Global Business Leaders Alliance Against Counterfeiting)、INTA(国際商標協会)などが発表を行った。また、我が国のほか、中国、米国、英国、ロシア、スペイン、ブルガリアなどの政府関係者が各国の現状及び対応策などについて発表を行った。

—— ルーマニア政府が公表した首相のメッセージは、下記参照 ——

<http://www.gov.ro/engleza/presa/afis-doc.php?idpresa=6755&idrubricapresa=2&idrubricaprimm=&idtema=&tip=&pag=&dr=>

—— 会議の議題は、下記参照 ——

<http://www.interpol.int/Public/FinancialCrime/IntellectualProperty/Meeting/EasternEurope2006June/Agenda.pdf#search='eastern%20europe%20and%20central%20asia%20regional%20congress%20on%20combating%20counterfeiting'>

《特許情報・電子出願》

・ドイツ特許商標庁、2005年の年報を公表

ドイツ特許商標庁は、2005年の年報（Jahresbericht 2005）を6月28日公表した。

- ・ 特許出願件数は、60,222件（うち、2,471件がPCT出願が国内段階に移行したもの。）で前年比1.7%の増加。実用新案の出願件数は、20,418件（前年比0.7%の増加。）、商標出願は、70,926件（前年比0.4%の減少）
- ・ 特許出願を国別にみると、ドイツ48,367（80.3%）、日本3,449（5.7%）、米国3,245件（5.4%）、スイス943件（1.6%）と続く。これに加えて、EPOに特許出願されドイツを指定しているものは128,101件あり、その内訳を国別にみると、米国32,608件（25.5%）、ドイツ23,703件（18.5%）、日本21,286件（16.6%）、フランス8,008件（6.3%）と続く。
- ・ ドイツ特許商標庁に直接出願された特許出願を出願人別にみると、シーメンス2,398件、ボッシュ2,149件、ダイムラー・クライスラー1,899件、インフォニオン・テクノロジー1,448件、フォルクスワーゲン859件、BASF631件、デンソー625件と続いている。
- ・ EPO出願でドイツを指定しているものも含めた特許出願を出願人別にみると、フィリップス・エレクトロニクス2,701件、松下電器1,458件、シーメンス1,395件、サムソン1,341件、ソニー1,035件の順。
- ・ 特許出願を国内の州別にみると、バイエルン州13,688件、バーデン・ヴュルテンベルク州12,828件と自動車産業の発達した南部の2州からの出願が多く、続いてルール工業地帯を擁するノルトライン・ヴェストファーレン州が7,830件。
- ・ 国内の大学からの出願は、604件で前年の516件から16.6%増加。フラウンホーファー研究所は407件、ヘルムホルツ研究所は302件、マックス・プランク研究所は60件。
- ・ 特許出願を分野別にみると、B60（車両一般）が5,273件と1995年から連続して最も多い。続いてF16（機械要素または単位）4,007件、G01（測定、試験）3,916件、H01（基本的電気素子）3,425件。ナノテクノロジーが分類されるB82は大きな増加はみられない。
- ・ 電子出願は昨年も利用が拡大しており、EPOと共同開発したPaTrASは今のところ特許出願に限られるが、他の知財権への拡張が年内にも予定されている。

——— 年報全文（ドイツ語）は、以下参照 ———

http://www.dpma.de/veroeffentlichungen/jahresbericht05/dpma_jb_2005.pdf

・ EPO, 2005年の年報を公表

EPOは6月19日、2005年年報を公表した。

1. 出願件数

◆総出願件数 193,623件 (前年比+7.2%増, PCTの件数も積み上げた数字)

「今年(2006年)の出願件数はEPO史上初めて20万件を超えるであろう。」

(ポンピドゥー長官談)

◆欧州内からの出願件数

1位: ドイツ 23,789件 (総出願件数の18.5%, 前年比+774件)

2位: フランス 8,034件 (総出願件数の6.2%, 前年比-68件)

3位: オランダ 7,799件 (総出願件数の6.1%, 前年比+800件)

ドイツ, オランダの他, スイス(2005年5,027件/2004年4,657件), イタリア(4,199/4,000), デンマーク(1,174/984)の伸びが著しい。他方, 英国(4,649/4,776)は微減。

◆欧州外からの出願件数

1位: 米国 32,738件 (総出願件数の25.7%)

2位: 日本 21,461件 (総出願件数の16.4%)

3位: 韓国 3,853件 (総出願件数の3.0%)

韓国は前年比約1,000件増という顕著な伸び。中国も急増(2005年538件/2004年419件)。

インド(392/265), ブラジル(130/95), 南アフリカ(120/103)も出願件数の伸び率が高い。WIPO制度調和の議論ではアンチパテント的なこれらの国々からも件数が急増していることは興味深い。

◆出願人別

1位: フィリップス(蘭) 4,883件 6位: ソニー(日) 1,117件

2位: シーメンス(独) 1,863件 7位: ボッシュ(独) 1,030件

3位: 三星電子(韓) 1,585件 8位: マイクロソフト(米) 879件

4位: 松下電器産業(日) 1,390件 9位: 富士通(日) 837件

5位: LG電子(韓) 1,152件 10位: BASF(独) 778件

11位以下の日本企業は, セイコーエプソン(17位, 521件), キヤノン(20位, 499件), 日立製作所(21位, 492件), 富士写真フイルム(22位, 462件), NEC(25位, 431件)。

2. 処理件数

◆サーチ件数(含; 国際調査) 163,144件 (前年比-1.6%)

◆審査件数 84,026件 (前年比+10.1%)

3. 特許登録件数

- ◆総登録件数 53,259 件 (前年比-9.3%)

「サーチレポートとともに特許性に関する審査官の見解を出すとの運用を始めたため、見込みのない出願を取り下げているのが登録件数減少の一因」(ポンピドゥー長官談)

- ◆欧州内の出願人による登録件数

1位: ドイツ 12,499 件
2位: フランス 3,740 件
3位: オランダ 2,148 件

- ◆欧州外の出願人による登録件数

1位: 米国 13,007 件
2位: 日本 9,546 件
3位: カナダ 633 件

4. その他

- ◆早期審査請求件数 4,190 件 (前年: 3,640 件)
- ◆審判請求件数 1,625 件 (前年: 1,491 件)
- ◆総職員数 6,118 人 (前年: 5,918 人)

—— 年報全文は、以下参照 ——

http://annual-rEPOrt.European-patent-office.org/2005/pdf/EPO_anrep05.pdf

・スウェーデン特許庁、2005年の年報を公表

スウェーデン特許庁は、6月下旬に2005年年報を公表した。

(特許)

- ・ 出願の95%についてファーストアクションを6月以内に行うという目標、及び出願の95%について最終判断を36月以内に行い、また90%について最終判断を24月以内に行うという目標は、いずれも達成できた。
- ・ 出願件数は、2,960件で、前年の3,230件から8%減少。この数年間減少傾向が続いている。特に、電子・通信分野で減少が見られ、企業の海外移転、コスト削減による研究開発予算の削減などが原因。
- ・ 外国出願の比重が増加しており、EPOなどとの協力がより重要となっている。
- ・ 特許登録までに要する処理期間は、2004年の2.79年から2.08年に短縮できた。
- ・ 従業員数は242名(平均年齢44歳。)で、効率化などにより約20%人的資源を低減できた。新規採用は12名。

(商標)

- ・ 出願件数は、2004年の8,667件から9,894件に増加。

- ・ 平均処理期間は、7月から5月に短縮。
- ・ 電子出願及び電子決済の導入が成功し、出願の61%が電子出願となった。

(意匠)

- ・ 出願件数は、2004年の885件から776件に減少。
- ・ 平均処理期間は、9月から6.5月に短縮。
- ・ 従業員数は105名。

—— 年報全文は、以下参照 ——

http://www.prv.se/english/pdf/Annual_overview_2005.pdf

・ 英国特許庁、2005年の年報を公表

英国特許庁 (The Patent Office) は、2005年の統計データなどを含む年報 (「Our Story: Highlights of 2005 – The Patent Office Annual Review」) を7月5日公表した。

(特許)

- ・ 特許出願件数は17,488件で、前年の18,816件から7%減少。
- ・ 特許登録件数は3,751件で、前年の3,780件からみてほぼ横ばい。
- ・ 特許登録件数を企業別にみると、ヒューレット・パカード513件、シュルムベルガー204件、NEC178件、サムソン153件、モトローラ132件、サン・マイクロシステムズ127件、フォード123件の順。
- ・ 特許出願件数を国別にみると、英国17,488件、米国3,458件、日本866件、台湾520件、ドイツ514件、スイス506件、スウェーデン283件、韓国265件の順。
- ・ 特許登録件数を国別にみると、英国3,751件、米国2,930件、日本1,006件、ドイツ430件、台湾348件、韓国297件の順。
- ・ 特許出願を地域別にみると、ロンドン3,242件、南東部が3,184件、東部が2,181件の順。

(商標)

- ・ 商標出願件数は、63,726件で前年の61,931件から2.9%の増加。また、マドリッドプロトコルに基づいて英国を指定したものは、16,817件で前年比4%の増加。
- ・ 商標登録件数は、50,555件で前年の49,913件から1.3%増加。また、マドリッドプロトコルに基づくものは、13,205件で前年15,262件から13.5%減少。
- ・ 商標登録件数は、18,138件で前年の17,626件から2.9%増加。
- ・ 商標出願件数を国別にみると、英国55,600件、米国2,817件、アイルランド387件、ドイツ378件などで、日本は362件。

(意匠)

- ・ 意匠出願件数は、3,588件で前年の4,174件から14%減少。

- ・ 意匠出願件数を国別にみると、英国 2,974 件、米国 149 件、日本 75 件、スイス 68 件、香港 67 件、ドイツ 55 件、台湾 48 件の順。

—— 年報全文は、以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/about/rEPOrts/review2005.pdf>

・ハンガリー特許庁、2005年の年報を公表

ハンガリー特許庁 (Hungarian Patent Office) は、2005年の年報 (Annual Report 2005) を7月に公表した。

(特許)

- ・ 2005年の特許出願件数は、1,275件 (PCTの国内段階519件を含む)。
- ・ 特許出願件数は、2003年4,810件、2004年2,657件、2005年1,275と急激に減少した。この理由は2004年にEPCに加盟したため。
- ・ EPOで登録されたハンガリーを指定国とする特許出願件数は、2004年260件、2005年2,784件。
- ・ 特許出願を国別にみると順に、米国191件、ドイツ62件、スイス50件、イタリア23件、フランス22件。
- ・ 特許出願を分野別にみると、約4分の1が医薬品及びバイオテクノロジー分野で313件、以下機器類132件、その他の機械装置127件など。

(実用新案)

- ・ 2005年の実用新案の出願件数は、268件で、前年の296件から9%減少。
- ・ このうち外国からの出願は25件。

(意匠)

- ・ 意匠の出願件数は、262件 (うち外国からの出願は12件) で、前年の371件から29%減少。
- ・ 共同体意匠出願件数は、15,354件 (前年は15,354件)。

(商標)

- ・ 商標の出願件数は、4,174件で、前年の5,119件から18%減少。
- ・ 共同体商標出願件数は、58,343件 (前年は58,852件)。

(その他)

- ・ 著作権に係るEU指令2001/84/EC (注1) の国内履行法として、著作権法を改正した Act CVIII of 2005 が2005年10月3日に議会で承認され、2006年1月1日から施行された。
- ・ 知的財産のエンフォースメントに係るEU指令2004/48/EC (注2) の国内履行法として、Act CLXV of 2005 が2005年12月に議会で承認された。
- ・ 2005年12月31日現在の職員数は、242名。

(注1)

Directive 2001/84/EC of the European Parliament and of the Council of 27 September 2001 on the resale right for the benefit of the author of an original work of art

(注2)

Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights

—— 年報全文は、以下参照 ——

http://www.hpo.hu/kiadv/ingy_magy/MSZH-EvesJelentes_2005.pdf

・オーストリア特許庁、2005年の年報を公表

オーストリア特許庁は、2005年の年報を公表した。

- ・2005年の特許出願件数は2,495件、実用新案出願件数は989件で合計3,484件と前年の3,581件から3%減少。このうち国内の出願人からの出願件数は3,091件で89%を占める。
- ・特許登録件数は、1,386件（前年1,393）と横ばいであったが、EPOの登録は622件から553件に減少。
- ・特許庁になされた商標出願は8,583件で、このうち国内出願人からの出願は7,565件で88%。
- ・登録された商標出願は6,873件と前年の7,700件から11%減少。
- ・意匠出願は、2,080件と共同体意匠の影響により前年の2,439件から15%減少。
- ・2005年7月1日に特許法改正を行い出願から18ヶ月後の出願公開制度が導入された。
- ・品質を管理するために、品質管理部がランダムにサンプリングを行って職員に対して改善を勧める。

—— 年報全文は、以下参照 ——

<http://www.patentamt.at/geschaeftsbericht2005/frames.html>

・オランダ特許庁、2005年の年報を公表

オランダ特許庁は、2005年の年報を公表した。

◆庁内の志気向上

庁の顧客に焦点を当て、また、より結果志向とすべく、庁内の志気を改善。結果は良好。

◆特許法

2005年、特許庁長官は、国内の特許制度の見直し・評価を行い、法律／規則の簡素化及び料金減額の必要性があると判断。その結果を議会に報告。

◆書面による見解

新規性調査において、審査官による「書面による見解」を添付することを決定し、2006年7月から実施。

◆オンライン出願

2006年1月より、オンライン出願の受理開始。中間書類も同様。(2005年にはPCT出願のオンライン出願を実施済み。)

◆特許統計

2005年出願件数：2,850件、登録件数：2,373件。いずれも前年からみて横ばい。

◆有効特許件数

2005年12月末日現在、権利が残存している特許の件数は、全件約136,000件。権利者の国籍別に見ると、米国約30,000件、ドイツ約28,000件、オランダ約17,000件、日本約16,000件。

◆欧州特許

オランダを指定したEPO出願の特許査定件数は31,919件、うち、翻訳文が提出され実際にオランダ国内の権利となったものは14,364件(全体の55%)。このようにEPOにおいて特許になったがオランダ国内に移行しなかった率は、2001年の32%から55%へと増加。

——— 年報全文は、以下参照 ———

http://www.octroicentrum.nl/binaries/jaarverslag_2005_EN_tcm10-9691.pdf

・フランス産業財産庁、2005年の年報を公表

フランス産業財産庁(INPI: Institut National de la Propriété Industrielle)は2005年の年報を公表した。

- ・2005年の特許出願は17,275件(前年比±0%)、うち、11,349件が企業からの出願。
- ・出願上位トップ5は以下の通り。

1. ルノー・グループ 607件(仏)
2. ロレアル 525件(仏)
3. プジョー・シトロエン自動車 386件(仏)
4. ヴァレオ 363件(仏)
5. ボッシュ 330件(独)

日本企業では、デンソーが15位(129件)、次いで三菱電機が29位(53件)

- ・フランスからのEPOへの特許出願件数は、欧州の国の中ではドイツに次いで第二位。

- ・フランスからの PCT 出願件数は、米国、日本、ドイツに次いで第 4 位。
- ・2005 年の商標出願は 68,484 件（前年比+2%）、意匠出願は 50,186 件（前年比-3.5%）
- ・EU エンフォースメント指令（2004/48/EC）は 2 つの法律として履行予定。また EU パイオ指令（98/44/EC）の履行も最終段階。
- ・INPI は 15 の支所をフランス国内に有し、その機能を拡大する方向。本部及び支所合わせて職員は約 800 名。

—— 年報全文（フランス語）は、以下参照 ——

http://www.inpi.fr/ressources/documents/Parutions/Rapportannuel/INPI_RA_05.pdf

《その他》

・欧州委員会、著作権料に関する意見公募を開始

欧州委員会（European Commission）は、著作権料に係る意見公募を開始する旨 6 月 6 日発表した。

この意見公募は、「情報社会における著作権と著作隣接権に関する新しい欧州指令」（著作権指令）のレビューの一環として政策の品質改善を目的として行われるもので、今回の意見公募は、同指令の第 12 条に基づいて EU メンバー各国に対して 2004 年 10 月から 2005 年 3 月に既に行われた意見公募と同様の内容で、今回は 7 月 14 日まで行われる。

今日著作権料は著作権者の著作物の個人による複製を補償する形態として、デジタル機器及び媒体に今までになく適用されてきているが、同委員会では、著作権料の徴収が妥当な計算なくデジタル機器や媒体に適用されている点を懸念しているとともに、著作権の適用、著作権料の徴収、著作権料の著作権者への配分に係る透明性が欠如している点を指摘。この問題に取り組まなければ知識ベース経済への移行、及びリスボンアジェンダのゴールの達成が阻止されるとしている。このような背景のもと、今回の意見公募は、同指令採択後の 2001 年から 2004 年の間において、各国で適用されている基準について評価することを目的としている。先の意見公募によると、著作権料の著作権者への配分に関しては、機器、媒体、金額についてメンバー国間で統一されているわけではなく、著作権料の徴収及び配分に関しては透明性を欠くことが明らかになっており、デジタル技術により権利を管理するという新たな技術が利用できるようになってきている点については、まだメンバー各国の政策には何ら影響していない。

EU メンバー各国が 2006 年 1 月までに同回答をアップデートしたものが既に公開されている。

—— 欧州委員会の発表は、以下参照 ——

http://ec.Europa.EU/internal_market/copyright/levy_reform/index_en.htm#060607

—— 意見公募の文書は、以下参照 ——

http://ec.Europa.EU/internal_market/copyright/docs/levy_reform/stakeholder_consultation_en.pdf

・ フランスーインド、知財に関する MOU 締結

フランスのロース産業担当大臣とインドのクマル産業担当大臣は、7月15日、パリにおいて、知的財産分野での協力に関する MOU (Memorandum of Understanding) に署名した。今年2月20日、フランスのシラク大統領がインドを訪問した際、知財分野での両国の協力が約束されたが、今回の MOU はその内容を具体化したもの。

MOU においては、(1)人材育成、(2)知財に関する両国組織間での情報及び専門家交換、(3)公衆の啓蒙、(4)知財を取り扱う施設のコンピューター化、(5)知財データベースの開発、(6)特定の事例に関する共同研究、(7)国際問題に関する対話、を達成すべきとしている。

MOU の履行は、フランス側は特許庁 (Institut National de la Propriété Industrielle (INPI)) が、インド側は商工省内の組織であるインド産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP)) が、それぞれ担当する。

両大臣は、「両国企業による経済活動が活発化する中、知財分野における協力を行うことは必要不可欠。この MOU は、両国の経済プレーヤーによる産業活動にとって好ましい環境の育成に貢献するだろう。」との共同声明を発表している。

欧州諸国が中国に強い関心を示す報道が多数なされる中、昨年 TRIPS 協定を反映した改正特許法を施行した IT 大国インドとの協力強化を示す動きとして興味深い。

— フランス経済財政産業省のプレスリリースは、以下参照 (フランス語) —

http://www.industrie.gouv.fr/portail/une/index_une.html